様式第二十三号（第七十九条、第九十一条の六十八、第九十一条の百四十三関係）

（平26農水令58・全改、平30農水令14・令元農水令10・令２農水令57・令２農水令83・一部改正）

（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の場合

動物用医薬品（医薬部外品）製造販売業廃止（休止／再開）届出書

年　　月　　日

農林水産大臣　　殿

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第19条第１項の規定により動物用医薬品（医薬部外品）製造販売業の廃止（休止／再開）を下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び許可番号

１　事業を廃止（休止／再開）した主たる機能を有する事務所の名称及び所在地

２　事業の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由

３　参考事項

（日本産業規格Ａ４）

備　考

届出書は、正副２通を提出すること。

（二）医療機器又は体外診断用医薬品の場合

動物用医療機器（体外診断用医薬品）製造販売業廃止（休止／再開）届出書

年　　月　　日

農林水産大臣　　殿

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の２の16第１項の規定により動物用医療機器（体外診断用医薬品）製造販売業の廃止（休止／再開）を下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び許可番号

１　事業を廃止（休止／再開）した主たる機能を有する事務所の名称及び所在地

２　事業の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由

３　参考事項

（日本産業規格Ａ４）

備　考

届出書は、正副２通を提出すること。

（三）再生医療等製品の場合

動物用再生医療等製品製造販売業廃止（休止／再開）届出書

年　　月　　日

農林水産大臣　　殿

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の36第１項の規定により動物用再生医療等製品製造販売業の廃止（休止／再開）を下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び許可番号

１　事業を廃止（休止／再開）した主たる機能を有する事務所の名称及び所在地

２　事業の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由

３　参考事項

（日本産業規格Ａ４）

備　考

届出書は、正副２通を提出すること。